広報 [PublicRelations]

ひだか

日高町ホームページ http://www.town.hidaka.wakayama.jp/

CONTENTS

◆新年のごあいさつ …… 2
◆成人式のご案内 …… 4
◆平成18年度一般会計等決算 …… 6
◆平成19年分所得税申告相談 ……11
◆民生児童委員改選 ……14
◆日高町学童保育所入所児童募集!!……19
◆平成19年度日高町文化賞決定!……23

2008. 1 月号
vol.138

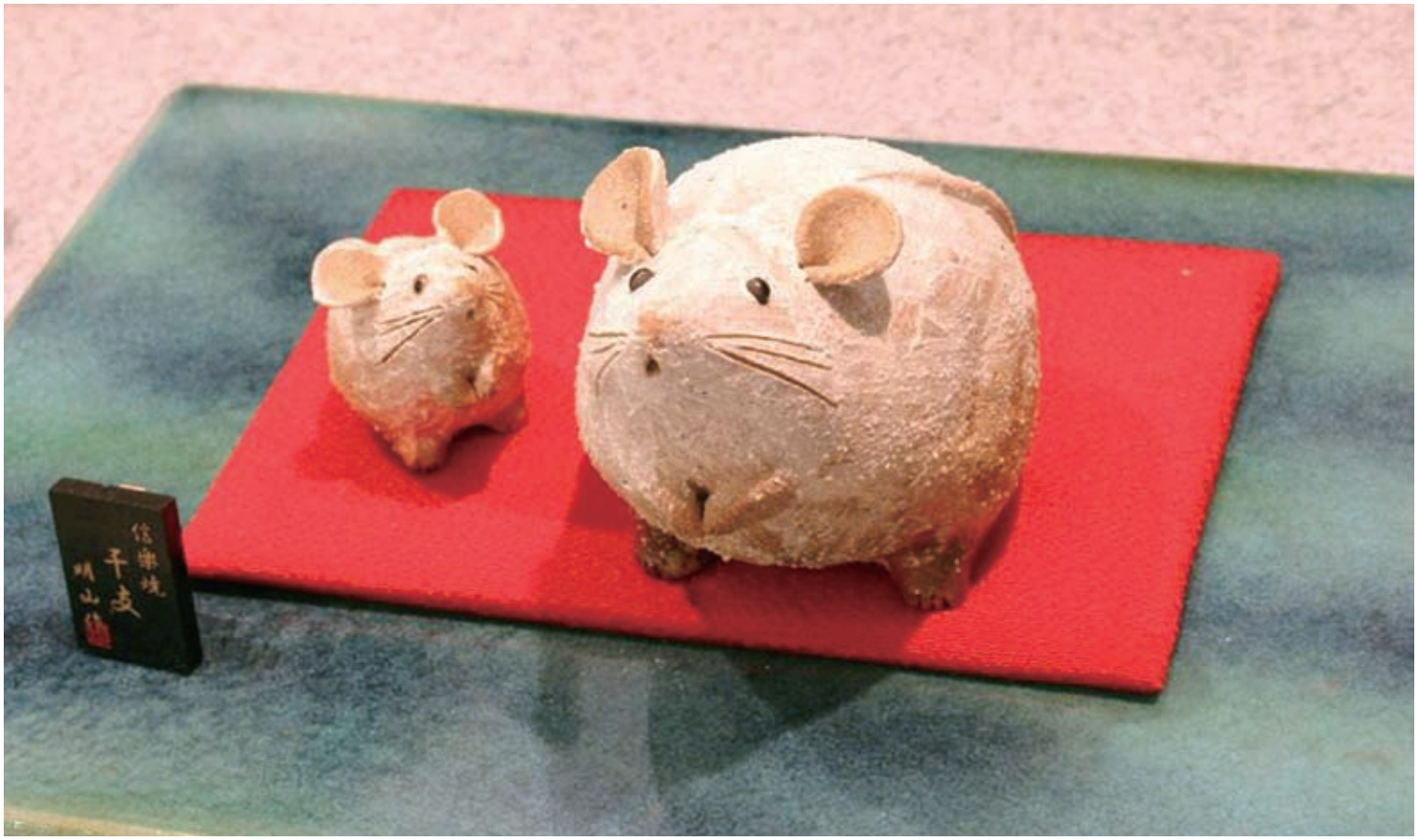

干支（ねずみ）の置物（信楽焼）

新年のごあいさつ

日高町長
中　善夫

新年あけましておめでとうございます。

町民の皆さまには、すがすがしい新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

平素は、町行政の推進に格段のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新年を迎え、心新たに、誠実で信頼される行政を目指し、安心して豊かに暮らせるまちづくりを推進してまいります。

さて、直面する東南海・南海地震に備え、海岸部における津波対策事業の推進や学校教育施設等の耐震化を進めて来たところでございますが、新年度は、地震災害に備え、町内すべての小・中学校、保育所等にケーブルテレビ回線を利用した気象庁の緊急地震速報システムを導入する計画でございます。

同システムは、大きな揺れが来る前に地震の大きさや予想到達時刻などが、音声で提供されることから、スムーズな避難行動に生かせるものと考えています。

次に、快適で衛生的な生活環境を目標に進めてまいりました下水道事業は、町内で五番目となる高家下水処理場が、今春完成し、竣工式を行うとともに、一部供用開始いたします。

これにより、計画中の処理場は、すべて完成し、今後、各家庭との接続が進められることとなります。処理場用地にご協力いただきました高家区の皆さまや関係各位に、深く感謝申し上げる次第でございます。

一方、他の地区で進めている下水道事業につきましては、平成21年度を目標に町内全域の完了に向け、事業を推進してまいります。

また、谷口交差点改良をはじめとした県道・町道の整備促進、高齢者や障害者の相談・支援体制の充実、農漁業・商工業・観光産業の振興、自然エネルギーを活用した風力発電事業の推進等々、全力を尽くしてまいる所存でございます。

日高町の更なる発展のため、一段のご協力とご支援を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、皆さま方にとって幸多き一年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

日高町議会議長
一松輝夫

平成20年の年頭にあたり、町議会を代表して、謹んで町民の皆さまに新年のごあいさつを申し上げます。新年明けましておめでとうございます。

平素は町議会に対し、格段のご支援とご協力を賜り、議員一同深く感謝しているところであります。

昨年2月、日高町始まって以来の無投票で11名の議員が誕生し、初議会において、図らずも私が議長となり、はや1年になろうとしています。就任以来、町政の進展と議会の活性化に精力を傾注してまいりました。

今年も心新たにさらに精進する決意でありますので、どうか一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

さて、昨年は地方自治法が施行されて60周年に当たる極めて意義深い年でありました。地方自治は、その地域の住民の創意と責任において行う住民自治と、地方自治体が、その地域における公共の事務を自らの意思と責任に基づいて処理する団体自治との2つの要素が満たされることが必要であります。魅力と活力ある地域社会の実現のため、これからの地方自治は、ますます住民の皆さまが地域における主役となることが求められ、それはまさしく地方自治の理念の実現にほかなりません。

また、平成5年に始まった地方分権への動きは、平成12年の地方分権推進一括法がスタートしたことに伴い、国の政治・行政が大きく変化するなか、我が町及び議会においても分権型社会にふさわしい自治体となるべく、行政改革や議会改革に取り組んできたところであります。

さらに、昨年度から、第2次地方分権改革がスタートし、今後ますます町や議会の果たすべき役割も大きくなってくると同時に、今ほど発想力や想像力が試される時はなく、魅力ある施策をいかに講じていくかで町の真価が問われる時でもあります。

私ども議会議員といたしましても、議会人として勇気をもって新時代の地方自治を切り拓いてゆかねばなりません。

どうか本年も町議会に対し、より一層のご支援・ご協力をお願い申し上げますとともに、皆さまのご健康とご多幸を心からお祈りし、年頭のごあいさつといたします。

日高町消防団訓練
出初式
1月5日（土）
日高町若もの広場

新春恒例の消防団訓練出初式は、1月5日（土）午前10時から日高町若もの広場グラウンド（雨天の場合、日高町農村環境改善センター）で、婦人防火クラブの参加を得て挙行します。

式典では、永年消防団員として活躍いただいている団員の方々に日高町長、和歌山県消防協会日高郡支部長から表彰されます。

また、平成18年度の退団者に対し感謝状が贈呈されます。

出初式において表彰、感謝状を受けられる方々は、次のとおりです。（敬称略）

◎日高町長表彰

▽30年勤続表彰＝田中司（第3分団分団長）平見均（第1分団副分団長）山下重喜（第3分団副分団長）

▽25年勤続表彰＝中井篤（第1分団団員）

◎和歌山県消防協会日高郡支部長表彰

▽10年勤続表彰＝岩本昌之（第2分団団員）崎野太士（第3分団団員）

◎平成18年度退団者

▽橋本進（消防団長）土佐忠男（第3分団副分団長）辻本久男（第1分団団員）

なお、1月5日、午前8時に消防団員招集のため、防災行政無線によりサイレンを鳴らしますので、火災、その他の災害とお間違えのないようお願いします。

また、西川の清水井橋上流付近で放水訓練を行います。訓練付近は、水滴が飛散しますので河川沿線にお住まいの方は、洗濯物等にご注意ください。

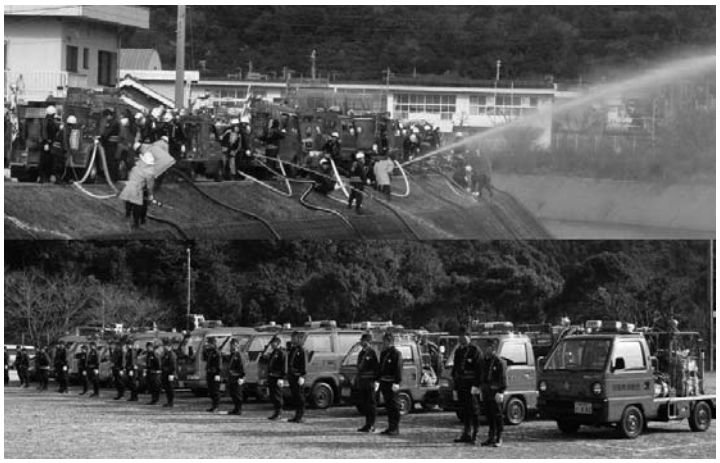

昨年の出初式の様子

★平成19年度新入団員を紹介します。

中谷亮（第1分団団員）、崎山貴弘（第3分団団員）、橋本祐樹（第3分団団員）、勘崎昌利（第3分団団員）。

以上の方々です。

温泉館「海の里」
みちしおの湯
開館状況（年末年始）のご案内

平素は、町内外より多くの方々にご利用いただき、ありがとうございます。

年末年始の開館状況は次のとおりですので、本年もご利用お願いします。

12月28日（金）　休館
29日（土）　休館
30日（日）　休館
31日（月）　休館
1月1日（火）　休館
2日（水）　開館
3日（木）　開館

1月4日（金）から平常どおり開館いたします。

開館時間は、午前11時から午後9時まで、入浴受付は午後8時までとなります。

詳しくは、温泉館「海の里」みちしおの湯（☎64・2626）まで。

ZTVで新年のごあいさつ

日高町長の新年のごあいさつをZTVコミュニティチャンネル（5ch）で放送します。

放送日は、1月1日から3日の毎日、9時・12時・15時・19時から放送します。

また、クヌッセン機関長遺徳顕彰促進協議会制作の「尊い命、救う勇気～受け継がれていく感謝の心～」をあわせて放送します。どうぞご覧ください。

成人式のご案内

1月4日(金)
中央公民館

日高町では、1月4日（金）午前10時から日高町中央公民館大会議室において、平成20年成人式を開催します。

今年の対象者は、昭和62年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方で、108人（男性53人、女性55人）です。

対象者には、既に案内状を送付していますので、ご出席ください。

詳しくは、中央公民館（☎63・3811）まで。

新成人を迎えられるのは、次のみなさんです。（敬称略）

▽**原谷** 鍵本泰男・金崎弘昭・上杉佳那・小坂真実・松下麻依 ▽**萩原** 市ノ瀬久詞・市ノ瀬亮・岡大・神森健・川端洋輔・田中収人・友渕亮・青貝南・今井千夏・玉置味央・尾崎由季奈・柏木菜々子・川口阿弓・崎山由季子・玉置あい子・岩城実希・藤本美香・屋敷美沙・山本依里 ▽**荊木** 井原大嘉・楠本卓也・芝洋輔・林雅也・森亮太・池ノ上祥子・上杉里奈・上道啓代 ▽**池田** 切通友子・楠本真子・滝本由紀・玉井聖子 ▽**高家** 勘崎良行・芝崎健司・芝田真悟・田渕哲司・段祥則・千原幹生・野村浩介・林達也・東正弘・前田夏樹・湯川孝一・酒井さおり・辻菜保・冨安宏枝・美濃晴香 ▽**小中** 玉井千奈都・玉石優季 ▽**柏** 佐藤建太 ▽**上志賀** 芋谷好起・阪本視典・堀内敬太・野畑恵 ▽**久志** 嶋田真弓・田中沙織 ▽**中志賀** 渡橋加奈・小池真里奈・佐竹沙緒里・堀本菜津子 ▽**下志賀** 稲葉武照・木村敬一・小林勇生・中井勇人・福田伊織・山下裕・湯川勇希・崎山裕衣・森綾美 ▽**谷口** 中勇人・力津佑丞・小畑晴奈・中野千穂子 ▽**小池** 木村和貴・野澤亮 ▽**方杭** 山本秀哉 ▽**小浦** 岩越大介・中川隼・梶本祐加・山下佳菜子 ▽**比井** 市川豊満・貴志祐介・吉田真也・狩野文・川端麻友美・木下香緒里・田原加奈子・玉置彩・中松智子・板東美彩 ▽**小坂** 木村好孝・小林由生 ▽**産湯** 玉置祐也・中井彩乃 ▽**阿尾** 下村悠策・脇山雅人・青貝あゆみ・白井聖子・浪枝美子・初井美里 ▽**田杭** 清原朋也・白井竜児・生戸和佳奈・清原葵

自衛官等の募集案内

募集種目		応募資格	受付期間	試験日	採用時期
2等陸・海・空士（任期制自衛官）		18歳以上27歳未満の男子	年間を通じて行っています。	受付時にお知らせします。	受付時にお知らせします。
予備自衛官補	一般	18歳以上34歳未満の者	1月7日～4月14日	4月19日～4月21日 ※いずれか1日を指定されます。	教育訓練の開始時期 平成20年8月上旬以降
	技能	18歳以上で国家免許資格等を有する者（資格により55歳未満～53歳未満の者）			

詳しくは、下記までお問い合せください。

日高町役場　総務政策課　☎63－2051　　自衛隊御坊地域事務所　☎23－0020
自衛隊和歌山地方協力本部ＨＰ　http://www.mod.jp/pco/wakayama/

医療費節約にご協力を！

国民医療費の中で、老人医療費の占める割合が大きくなっています。老人医療費は、お医者さんで皆さんが支払っている一部負担金のほかに国民健康保険や健康保険からの拠出金と、国や県、町の負担金などによってまかなわれています。

和歌山県の老人医療費の状況

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
和歌山県の老人医療費（百万円）	122,149	116,863	120,537	120,358	119,965	119,734	120,105
1人当たりの老人医療費（円）	796,006	736,632	736,012	716,140	736,703	767,653	807,744
老人医療受給対象者数（人）	153,452	158,645	163,769	168,065	162,840	155,974	148,691

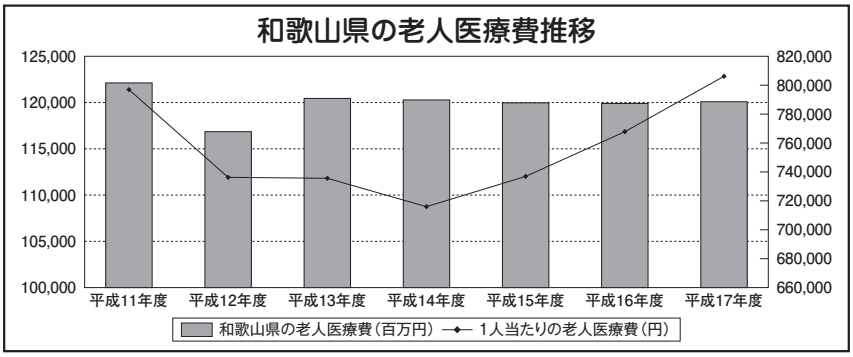

資料：老人医療事業年報（厚生労働省）

和歌山県の平成17年度の老人医療の医療費総額が1，201億451万9千円、老人受給対象者が14万8，691人で、1人当たりの老人医療費は80万7，744円と増加傾向にあります。現状を正しく知って医療費の節約に取り組みましょう。

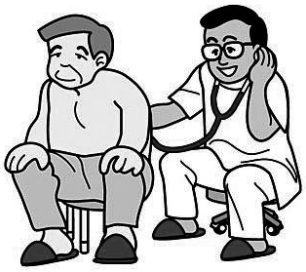

医療費の増加は、私たちが納める保険料負担の増加を招きます。しかし、医療の受け方ひとつで医療費の増加を防ぐことができます。

＝医療費節約の3原則＝

1．かかりつけ医を持ちましょう。
2．重複受診は避けましょう。
3．時間外受診は避けましょう。

皆さん、医療費節約にご協力お願いします。お問い合わせは、住民福祉課（☎63・3800）まで。

国民年金の手続きを忘れていませんか？

○国民年金はまず届け出から

手続きをしないでそのままにしておくと、年金が受けられなくなったり、減額されることがありますのでご注意ください。

①20歳になったら、厚生年金や共済組合などに加入していない人は、国民年金の加入届け出をしてください。

②退職して無職になった方、配偶者の退職により扶養されなくなった方は、国民年金となりますので加入届けをしてください。

○便利な口座振替手続きを

口座振替手続きは、金融機関に納付書、預金通帳と、通帳の届出印をご持参のうえ手続きをしてください。

口座振替なら、あなたの指定した口座から自動的に引き落とされます。金融機関（ゆうちょ銀行含む）の窓口まで納めにいかなくて済むので大変便利です。

また、納め忘れも防げます。

○保険料を納められないとき

申請免除制度・学生納付特例制度があります。

本人の届け出後、審査により決定されますので、必ず所得の申告をしてください。

○国民年金基金

老齢基礎年金に上積みして年金を受け取る制度です。国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる年金です。

また、納めた保険料は、全額が所得控除の対象になります。

詳しくは、住民福祉課（☎63・3800）または国民年金基金（☎フリーダイヤル0120・65・4192）まで。

まち“ホッとタウン・ひだか”をめざして

平成 18 年度の決算が、昨年の 9 月議会で認定されました。一般会計の収支状況は、歳入 40 億 4,632 万 7 千円に対し、歳出 38 億 7,433 万 1 千円。歳入歳出差し引きは、1 億 7,199 万 6 千円の黒字決算となっています。

このうち、平成 19 年度への繰越事業費として、900 万 6 千円と財政調整基金へ 9,000 万円を積立てし、実質は 7,299 万円が平成 19 年度への繰越となります。

一般会計（単位：千円）

自主財源 **1,233,848 千円（30.5%）**

依存財源 **2,812,479 千円（69.5%）**

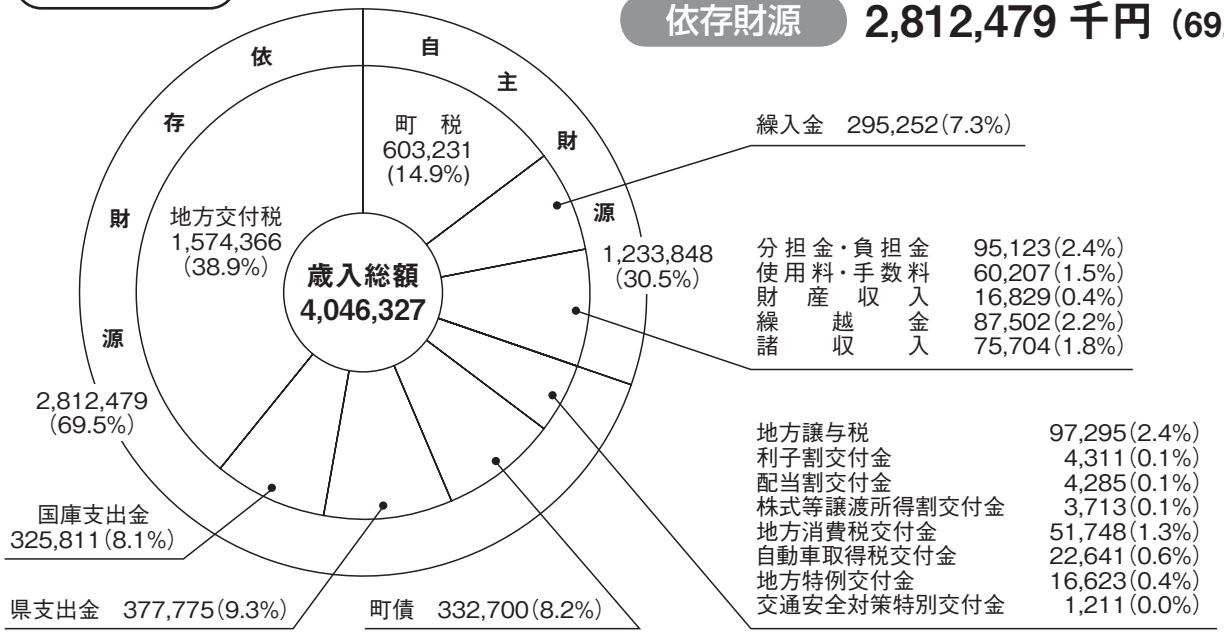

町民 1 人当たりに使われたお金 499,334 円

町民 1 人当たりが納めた税金 77,746 円

（平成 19 年 3 月末の 7,759 人で計算）

総務費

98,650 円

民生費

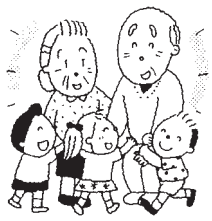

105,164 円

消防費

16,656 円

公債費

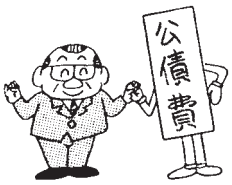

56,635 円

衛生費

49,269 円

土木費

24,593 円

農林水産業費

76,396 円

教育費

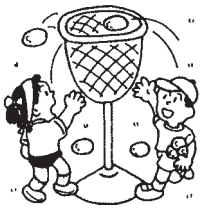

42,449 円

その他

29,522 円

人と自然が共生し、豊かでうるおいのある

平成18年度決算

歳入 4,046,326,536円
歳出 3,874,331,168円

特別会計

（単位：千円）

会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険	357,150	324,575	32,575
老人保健	830,907	830,652	255
土地取得	36,282	0	36,282
下水道事業	870,502	855,641	14,861
介護保険	509,740	491,715	18,025
合計	2,604,581	2,502,583	101,998

公営企業会計

（単位：千円）

会計名	歳入	歳出	差引
水道事業	206,998	265,156	△58,158

各基金の現在高

（単位：千円）

項目	平成18年度末 現在高
財政調整	1,040,946
減債	155,219
地域づくり推進事業	160,284
高齢者福祉	22,680
土地開発	127,770
中山間ふるさと水と土保全	10,000
合計	1,516,899

地方債の現在高

（単位：千円）

会計名	平成18年度末 現在高
一般会計	4,035,132
下水道事業特別会計	2,502,290
水道事業会計	1,315,408
合計	7,852,830

目的別内訳

（単位：千円）

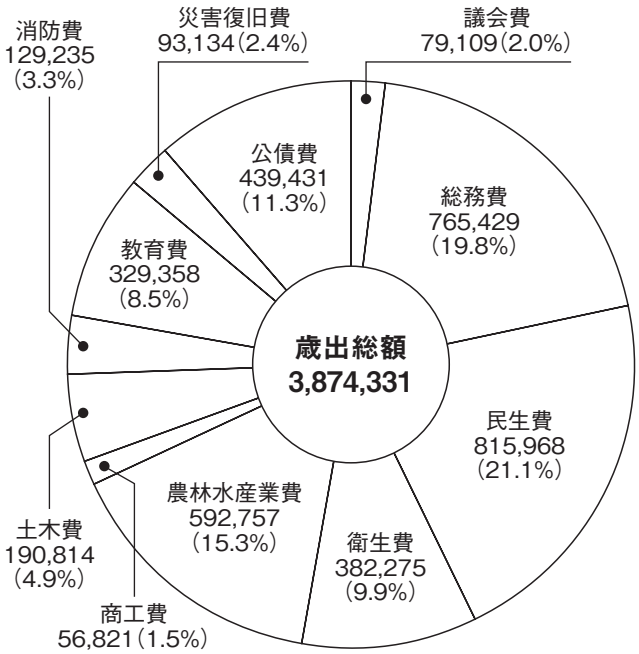

性質別内訳

（単位：千円）

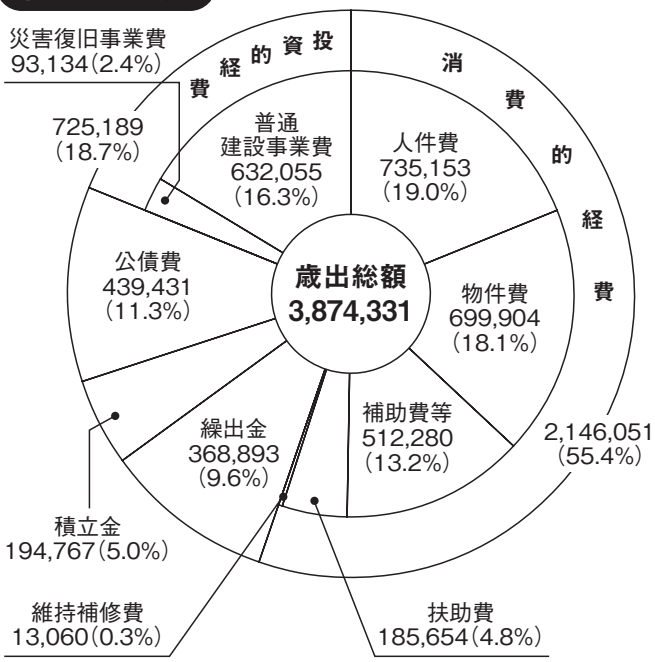

財政健全化を進めます

～日高町財政健全化計画改定～

日高町の財政は、財源不足が続き、将来的に貯金を使いはたしてしまうほどの危機的状況にあったことから、平成17年度において財政健全化計画を策定し、人件費の削減や全ての事務事業の再点検と公共事業の抜本的見直しを行うとともに、町税においては滞納処分を徹底するなど、財政の健全化に努めてきました。

これらの健全化策実施におきましては、皆さまのご協力をいただき、大きな効果をあげることができました。

しかし、町をとりまく財政事情は先行き不透明で、予断をゆるさない状況にあることから、財政健全化計画の適切な見直しを行い、財政事情の変化に対応していく必要があります。

そこで、このたび財政健全化計画の改定を行い、平成19年度から23年度までの5年間に取り組むべき健全化策をお示しし、着実に実行していくことで財政のさらなる健全化を進めます。

◆財政の現状と見通し

これまでの積極的な公共投資により、小・中学校の耐震化をはじめ、ほ場や漁港など農漁業基盤整備、及び主要町道や上下水道といった社会基盤整備が、一定のレベルに達しつつあり、この基盤整備の充実を背景として、平成17年度より健全化計画を作成し、財政の健全化に取り組んできました。

計画初年度となった平成17年度においては、費用対効果を精査した結果、公共投資の削減が可能となったことで、普通会計決算は、普通建設費で前年度から25％もの大幅減を実現しました。さらに健全化計画の遂行により、人件費や扶助費を減額し、歳出総額では10％近い減額となりました。

歳入面でも徴収率の向上などにより、町税が5年ぶりに増収となり、地方交付税も特別分での減額が当初の想定より小さかったことから、実質的な財源不足は平成16年度を大きく下回り4千万円程度にまで減少しました。

翌平成18年度普通会計決算では、さらに12％の歳出総額減額を達成し、町税は平成17年度に引きつづき増収となったことなどにより、財源不足を発生させずにすみました。

しかし、今後の財政状況については、三位一体改革の影響が、平成16年度から18年度までの3年間で5億円以上にのぼり、以後も毎年2億円程度の影響が続くものと想定され、歳出面においても、これまでの積極的な普通建設事業への町債発行により、公債費は平成20年度にピークをむかえ、下水道事業への繰出金も下水道整備のために発行してきた町債の元利償還金の増により増加するものと見込まれます。

その他の特別会計への繰出金でも、国民健康保険及び介護保険は、経費増により、増加し続けるものと見込まれます。

一方、老人保健は、制度改正、及び和歌山県後期高齢者医療広域連合の発足により、約8千万円もあった繰出金が、平成20年度以降に皆減されることとなり、町にとって大きな財政負担からの解放となることが期待できます。

このようなことから、厳しい財政事情の中で、平成17年度における積極的な財政健全化策、及び平成18年度でのさらなる改革により、健全化に向け着実に前進しているものといえますが、多額の公債費や増加を続ける特別会計への繰出金をはじめ、福祉関係経費は制度改正等があれば大きく増加することがあるなど、今後の財政需要は楽観視できず、また、町財政は地方交付税への依存度が高く、その地方交付税は、平成23年度における基礎的財政収支の黒字化が目指されており、新型交付税の導入拡大など、依然として将来への不安材料は残っていることから、今後も不安定な財政運営が続くものと考えられます。

◆平成17、18年度における財政健全化実績

平成16年度決算時点における町の財政見通しでは、平成21年度までに財政調整基金が底をついてしまうという、危機的な状況であったことから、歳出削減と財源確保を図り1年でも早く財政を健全化させることが至上命題となっていました。

財政健全化を実現するには、1年でも早い時期での積極的かつ大胆な取り組みが効果的であり財政に与える影響が大きいことから、平成17年度から財政健全化に取り組み、初年度には職員給の削減をはじめ、新規町道整備の凍結などを実施、翌18年度には、17年度改革を引き継ぐとともに、議員定数の削減や各種委員会委員の報酬・報償金の減額などの改革に取り組み、大きな効果を上げることができました。

【歳出削減効果】
〈17年～18年度効果額
4億6，100万円〉

町長など特別職給の減額や職員の各種手当の廃止・削減、議員定数の削減、新規町道整備の凍結や補助金の減額、敬老年金の支給年齢の引き上げなど、従来からの事務事業を見直し、費用対効果を見極め、歳出削減に努めました。

【歳入確保効果】
〈17年～18年度効果額
4，400万円〉

町税の滞納処分を積極的に行い、また、第2子以降児に対する保育料の町単独減免措置を廃止や、公共工事にかかる受益者負担の見直しなど、財源確保に努めました。

◆財政健全化への取組み

平成17年度における健全化策によって、町財政は健全化に向け大きな一歩を踏み出し、平成18年度における見直しとさらなる健全化策の追加により、財政健全化は大きく前進しました。

それでも、財源不足は毎年6千万から1億円程度にのぼり、町財政を左右する地方交付税制度は先行き不透明であることから、長期的には財政健全化への道のりはまだまだ厳しいと言わざるを得ません。

この財源不足を解消し、安心して行政を運営するためには、引き続き全ての事務事業の改善に努めるとともに、費用対効果を見極め、歳出削減と歳入確保を図る必要があります。

そのため、平成18年度に見直した財政健全化計画を引き継ぎ、必要な見直しを行うとともに、さらなる改革を実行する平成19年度から平成23年度までの5か年計画を策定し、財政健全化に取り組みます。

◆歳出削減策

○人件費を抑制します。

〈目標効果額 5,400万円〉

退職者に対し50％程度の補充とし、臨時職員についても一部補充をしません。

議員報酬月額を10,000円減額します。

○町補助金を見直します。

〈目標効果額 1,100万円〉

町単補助事業について、目的を達成したものや効果が小さいもの、町が関与すべき範囲などを見極め、さらなる減額と整理統合を進めます。

町県民税にかかる前納報償金を廃止します。（固定資産税分は継続）

○町の役割を見直します。

〈目標効果額 2,700万円〉

入院時食事療養費や福祉手当など町単福祉手当について、支給基準を見直すとともに必要性の検討を行います。

○事務事業を見直します。

〈目標効果額 700万円〉

需用費のうち消耗品等通常経費については、節約に努めるとともに、一括購入、一括管理などにより計画最終年度までに10％程度の減額を図ります。

業務委託については、費用対効果から根本的な見直しを行い、中止・削減、委託方法等を検討するとともに、新たに委託できるものは積極的に委託します。

公共施設の管理運営について、指定管理者制度の導入を検討します。

◆歳入確保策

○町税の確保を図ります。

〈目標効果額 5,300万円〉

夜間の訪問徴収頻度を増やすとともに、口座振替のさらなる普及に努めます。また、滞納にならないよう、現年中の早期納税を積極的に啓発していきます。

滞納者については、早期呼び出しとともに、滞納処分を徹底するなど、より厳しく対処していくこととします。

徴収困難なものについては、県との共同公売や回収機構による滞納処分を行います。

○受益者負担を見直します。

〈目標効果額 300万円〉

町が施工する事業や提供する行政サービス、及び公共施設を利用される団体や個人に対し、利用内容や頻度、負担の割合等を精査し、必要な受益者負担を求めることとします。

◆行政サービスの向上に向けた取組

○住民福祉の充実に取り組みます。

〈計画必要額 6,800万円〉

乳幼児医療費の支給を、小学校3年生まで拡充します。

知的障害者が授産施設を安心して継続利用できるように負担軽減を図ります。

○社会基盤整備の充実に取り組みます。

〈計画必要額 4,000万円〉

凍結していた町道内の畑線整備を整備範囲・工法を縮小・変更し実施します。

財政健全化計画実行前と後の収支見通し

（単位 ： 百万円）

			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実行前		歳入総額	3,701	3,153	3,034	2,856	2,849
		歳出総額	3,719	3,272	3,106	2,925	2,911
		歳入歳出差引	▲ 18	▲ 119	▲ 72	▲ 69	▲ 62
		財政調整基金残高	1,114	995	923	854	792
実行後	歳入	町税	745	738	741	745	752
		地方交付税	1,511	1,445	1,422	1,408	1,383
		譲与税・交付金	146	147	149	150	151
		国・県支出金	550	358	314	203	193
		繰入金	63	27	25	13	13
		町債	340	229	165	143	154
		その他	367	231	241	217	205
		歳入総額	3,722	3,175	3,057	2,879	2,851
	歳出	人件費	692	685	695	692	693
		物件費・維持補修費	790	724	578	581	561
		扶助費	224	225	225	225	225
		補助費等	553	524	522	507	506
		普通建設費	599	282	270	125	148
		公債費	453	465	461	461	387
		特別会計繰出金	404	375	363	335	387
		その他	5	1	0	0	0
		歳出総額	3,720	3,281	3,114	2,926	2,907
		歳入歳出差引	2	▲ 106	▲ 57	▲ 47	▲ 56
		財政調整基金残高	1,133	1,027	970	923	867

財政健全化計画実行後の収支見直し

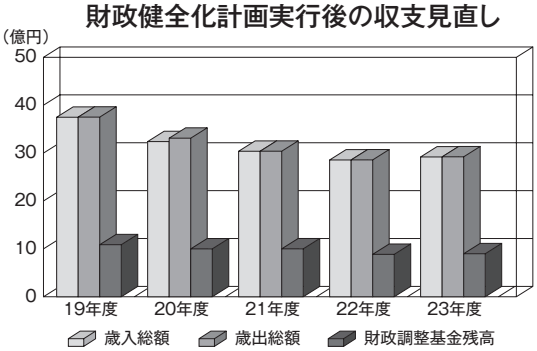

日高町人事行政の運営等の状況（平成19年度）

日高町では、住民福祉の向上や豊かで住みよいまちづくりなどのため、いろいろな事務・事業を行っています。これらの仕事に携わっている町職員の服務状況等の現状を知っていただくために、その内容についてお知らせします。

○職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限処分の状況　（平成18年度）

降　任	免　職	休　職	降　給
——	——	——	——

職員の懲戒処分の状況　（平成18年度）

戒　告	減　給	停　職	免　職
——	——	——	——

○職員の服務の状況

年次有給休暇の状況について（平成18年）

平均取得日数	消　化　率
3.8日	9.4%

育児休業及び部分休業の状況について（平成18年）

	育児休業取得者数	うち両休業取得者数	部分休業取得者数
男　性　職　員	——	——	——
女　性　職　員	1	——	——
計	1	——	——

○職員の研修及び勤務成績の評定の状況

【研修】

複雑化する行政課題に柔軟かつ的確に対応でき、時代に即した質の高い行政サービスを提供できる職員を育成すべく、計画的に和歌山県市町村職員研修協議会等に職員を派遣している。

【勤務成績】

職員の職務で発揮された能力や業績について、毎年評価を行い、昇格・昇級・勤勉手当などに反映させている。

○職員の福祉及び利益の保護の状況

【公務災害・通勤災害の認定件数】

（平成18年度）

	件　数
公　務　災　害	——
通　勤　災　害	——

【措置要求などの条許】

（平成18年度）

	件　数
勤務条件についての措置要求	——
不利益処分についての不服申立	——

【職員の健康診断】

職員の健康状態の把握及び健康障害や疾病の早期発見のため、年１回健康診断を実施している。

平成19年分所得税申告相談 2月18日から

平成19年分の所得税の申告相談受付が2月18日から始まります。申告される方は必ず正しい申告を行ってください。

申告しなければならない人

①事業所得や不動産所得などがある人
②給与所得のある人で次に該当する場合
▽平成19年中の給与収入が、2，000万円を超える場合
▽給与を1か所から受け、地代・家賃などの収入があり、給与所得や退職所得以外のこれらの「所得の合計額」が20万円を超える場合
▽2か所以上から給与所得を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計が20万円を超える人

個人から年間110万円を超える財産の贈与を受けた場合は、原則として贈与税の確定申告をしなければなりません。

国民健康保険加入者は、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。

確定申告が必要な方で申告をしなかったり、誤った申告をされますと、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、更に加算税や延滞税を納めていただくことになる場合がありますのでご注意ください。

申告当日お持ちいただくもの

①所得関係書類

19年中（1月から12月まで）の給与支払報告書・公的年金支払報告書・売上帳簿・その他必要と思われるもの

②控除関係書類

19年中（1月から12月まで）に支払われた生命保険・地震保険・国民健康保険・国民年金等の支払証明書

※生命保険・地震保険・国民年金の控除証明書は必ずお持ち下さい。お持ちでない場合は所得控除ができません。

③認めの印鑑

確定申告は、ご自分の所得金額や納税額を申告する重要な書類です。「確定申告の手引き」や「前年分の申告書控」等を参考に確定申告をご自分で正しく記載していただきますようお願いします。

町税は口座振替で！

税金は、私たちが豊かで安全な暮らしが出来るよう警察や消防、保健衛生や教育などの公共サービスや、道路や橋、港湾や上下水道などの公共施設の整備・充実に充てられています。私たちが社会の一員として暮らしていくために、みんなで出し合って負担しているのが税金です。

税務課では便利で安心、確実な口座振替制度のご利用をお勧めしています。口座振替をご利用される方は、グリーン日高農業協同組合、和歌山県信漁連、紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫の金融機関、または税務課まで、口座振替される通帳と届出されている印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。

※ゆうちょ銀行につきましては、直接ゆうちょ銀行の窓口にお申し込みください。

詳しくは、税務課（☎63・3802）まで。

町県民税・所得税申告相談日程表

月日	曜日	受付時間	申告場所	地区名
2.18	月	午前 9時～午後 3時	内原保育所	原谷
2.19	火	午前 9時～午後 3時	日高町役場職員厚生室	池田 萩原
2.20	水	午前 9時～午後 3時	〃	萩原
2.21	木	午前10時～午後 3時	漁村センター	町全域
2.22	金	午前10時～午後 3時	日高町中央公民館	町全域
2.25	月	午前 9時～午後 3時	日高町役場職員厚生室	荊木
2.26	火	午前 9時～午後 3時	〃	高家
2.27	水	午前 9時～午後 3時	〃	高家 小中
2.28	木	午前 9時～午後 3時	中志賀構造改善センター	柏 中志賀
2.29	金	午前 9時～午後 3時	〃	小杭 上志賀 久志
3. 3	月	午前 9時～午後 3時	日高町文化会館	谷口
3. 4	火	午前 9時～午後 3時	〃	下志賀 小池
3. 5	水	午前 9時～午前11時	漁村センター	阿尾
		午後 1時～午後 3時	田杭集会所	田杭
3. 6	木	午前 9時～午後 3時	比井老人憩いの家	比井
3. 7	金	午前 9時～午前11時	〃	津久野 小坂
		午後 1時～午後 3時	産湯集会所	産湯
3.10	月	午前 9時～午後 3時	小浦公民館	方杭 小浦

所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方へ

平成20年度から、所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額を住民税から控除できるようになります。

◎申告期限　平成20年3月17日まで

◎控除対象者の条件

平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別控除の適用のある方（平成11年から平成18年までに入居した方に限ります。）

◎控除対象年度

平成20年度から平成28年度の個人住民税

◎申　告

特別税額控除を受けるには、3月17日までに税務署または税務課へ確定申告書または住民税申告書（源泉徴収票添付）と合わせて住宅借入金等特別税額控除申請書を提出する必要があります。

詳しくは、税務課（☎63・3802）まで。

税源移譲

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額について

高齢の方、障害のある方等が居住する住宅について、次の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。

●減額される住宅の要件

高齢の方、障害のある方等が居住する平成19年1月1日以前から存在する住宅

●減額される住宅の居住者要件

次のいずれかに該当する方

・65歳以上の方

・要介護認定または要支援認定を受けた方

・障害のある方

●改修工事の要件

平成19年4月1日から平成22年3月31日までにバリアフリー改修工事を30万円以上（補助金や介護保険からの給付を除いた金額）かけて行った場合

●バリアフリー改修工事の内容

▽廊下の拡張▽階段の勾配緩和▽浴室の改良▽トイレの改良▽手すりの取り付け▽床の段差解消▽引き戸への取り替え▽床面積の滑り止め　等

●減額される期間および税額

（減額される期間）

・改修工事が終了した翌年度1年分

（減額される税額）

・改修工事を行った家屋の固定資産税の3分の1（ただし、1戸あたり100㎡に相当する税額が限度となります。）

詳しくは、税務課（☎63・3802）まで。

介護保険からのお知らせ

要介護認定を受けた高齢者の方の「障害者控除」について

介護保険制度で要介護認定を受けた65歳以上の高齢者の方には、介護認定の審査判定資料を確認し、基準に該当する場合には、所得税や町県民税の確定申告で障害者控除を受けるための認定書を交付します。

この認定書を添付することにより、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

ただし、すでに身体障害者手帳など交付され、税の控除を受けている方や、本人または扶養者が非課税で申告する必要のない方は、該当になりませんので、ご注意ください。

詳しくは、住民福祉課（☎63・3800）までお問合せください。

税の作文

【全国納税貯蓄組合総連合会　優秀賞】

税金がつくる未来

日高中学校三年　堀恵理子

「ナウル共和国」オーストラリアの北東にある小さな島国であるこの国には、税金がありません。私は、これを知ったとき、とても驚きました。税金のない国があるなんて、思ってもいなかったからです。

また、驚いたのと同時に、「税金がないなんていいなあ。きっと、楽な生活が送れるんだろうな」とも思いました。しかし、この国の真実を知った時、私の考えが間違っていたことに気付きました。

かつて、ナウルでは良質の「リン鉱石」が採れていました。そして、大量のリン鉱石を輸出し、莫大な収益を得ました。その収益は、政策によって国民全員に均等に分配され、国民の生活は豊かになっていったのです。働かなくても裕福な生活を送れるため、国民は働くことを忘れていきました。

一九九〇年代に入り、リン鉱石は徐々に枯渇し、国民の生活レベルも低下し始めました。二〇〇〇年代に入り、ついに国は破産状態になったのです。

この真実を知り、私は考えました。税金＝うっとうしいもの、税金がない＝良いこと、ではないと。

もし、ナウルにちゃんとした税金の制度があったら、どうなっていたのでしょうか。働くことを忘れることも、裕福な生活に溺れることも、無かったかもしれません。

今、日本には、充実した教育や医療、呼べばすぐに来てくれる救急車や消防車、きれいな街があります。これらにかかる費用は、タダではありません。私達が納めている税金が使われています。税金があるから、充実した公共サービスを受けることができるのです。税金がなければ、このような公共サービスを受けることができません。

税金は、私達の暮らしの土台となって、支えてくれているのです。それが分かった時、私の持っていた「税金＝うっとうしい、税金がない＝良いこと」という考えを、捨てることができました。

今、日本では政治に対する不安や不信感が広まり、未来への希望が見出せずにいます。しかし、絶望の淵に立たされたナウルには、一筋の希望の光が見えてきたのです。

それは、未来を担う子供達です。今、ナウルでは、子供の教育に力を入れ、未来を築こうとしています。

私達が、未来のためにできることは何でしょうか。税金をきちんと納めることも、その一つだと思います。税金は私達の暮らしの土台でもあり、未来の土台でもあると思うからです。土台をしっかりさせれば、その上に未来をつくり出すこともできると思います。

私は、大人になったら、未来の土台をつくるために、未来に希望をあたえるために、きちんと税金を納めようと思いました。

右記の作文は、日高納税貯蓄組合連合会、社団法人御坊納税協会共催、御坊税務署後援、平成19年度中学生の「税について」の作文で、応募総数2，395点の中から日高納税貯蓄組合連合会（高垣宏会長）から表彰された作文です。

税の標語

御坊税務署と日高町が町内中学生から募集していた平成19年度中学生の税の標語に、225名の応募がありその中から優秀賞に3名の方が選ばれ、日高地方租税教育推進協議会（森隆晴会長）より表彰されました。

【優秀賞】

○「税金を　おさめてつかもう　豊かな暮らし」
日高中3年　野田智也

○「創り出す　明るい未来を　税金で」
日高中2年　柴田沙耶

○「暮らしには　いつも税金　そばにいる」
日高中1年　岡本千冬

これからの季節は…

小型球形ウイルスによる食中毒に気をつけましょう

SRSV（小型球形ウイルス）ってなあに？

食中毒といえば梅雨時期から初秋までが発生のピークですが、冬に多く発生する食中毒もあります。それがSRSVによる食中毒です。

SRSVは海の中にいて、プランクトンと一緒に、カキなどの二枚貝の内臓に蓄積されます。そのためSRSVウイルスによる食中毒は生ガキの消費が増える冬に多く発生しています。

どうやって感染するの？

SRSVは食品内で増殖せず、人の腸内で増殖します。ですから、人の糞便に含まれたウイルスが川や海に流れ出て、カキなどの二枚貝の中に蓄積し、それらの食品を介して感染すると考えられています。また、患者の便の中には大量のウイルスが含まれており、ごく少量のウイルスで感染するため、ウイルスに汚染された人の手や水を介して感染が起こります。今までに水や氷、果物、刺身やサラダなどの加熱されていないさまざまな食品での感染が生じており、人から人への感染も報告されています。

なお、感染者がすべて食中毒を発病するわけではありません。

SRSVの特徴
- 少量で感染し（10～100個の摂取）、発生率が高い。
- 主に食品を通じて感染するが、人から人へも感染する。
- 感染者がすべて発症するわけではない。
- 食品で増殖するわけではないので、食品の鮮度に関係なく感染する。
- 何回でも感染する。

主な感染源
- カキなどの二枚貝（主にハマグリ、シジミ、ムール貝など）
- 手についた患者の便（配膳直前に患者が触れたものを介して）
- 非加熱食品（ウイルスに汚染された水、調理具を介して汚染）
- 患者が吐いたもの

感染するとどうなるの？

SRSVによる感染の主症状は急性の胃腸炎です。通常は食べてから1～2日後に激しい吐き気や嘔吐、腹痛、下痢（水様便）、発熱が生じますが、他に頭痛、上気道炎など、風邪に似た症状が主な場合もあります。

後遺症はありませんが、ひどい下痢が続いた場合脱水症状になることもあり、入院・点滴などの処置が必要となります。

これらの症状は1～3日で治まりますが、便には2週間ほどウイルスが含まれますので、感染者は手洗いや入浴の際に十分な洗浄が必要です。

※免疫力の弱い幼児や高齢者などでは症状が重くなる場合があり、注意が必要です。

どうすれば予防できるの？

SRSVは、十分に加熱すれば滅菌することができます。また、汚染された水や調理器具、感染者を介してうつりますので、手洗いや調理器具の洗浄などに日頃から気をつけることが大切です。

○こんなことに気をつけましょう

・カキなどの生食の際は、必ず「生食用」に限りましょう。
※カキは産地にもよりますが、生食用には十分に無菌海水で洗浄したものや生食用海水基準海域で養殖されたものが用いられています。「加熱用」との違いは鮮度ではなく、洗浄の度合いや養殖された海域の違いですので、生食は必ず「生食用」のものを賞味期限内に食してください。
・調理前は十分手を洗いましょう。
※冬季の風邪症状は SRSV によることが多いので、下痢や風邪の症状のあるときは、用便後や調理前には入念に手を洗いましょう。
・加熱する際は、食品の中央まで火が通るように、中心温度 75℃以上で 1 分以上加熱しましょう。
・カキなどを調理した際は、水などがはねて他の調理器具が汚染されないように配慮し、また調理器具はきちんと洗浄しましょう。
・生鮮食品は十分に洗浄しましょう。
・井戸水など、消毒が不明な水は煮沸してから利用しましょう。

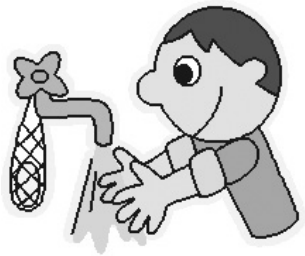

二次感染を防ぐために

○手はこまめに洗う

・カキなどを扱った際には石けんなどで十分に手を洗いましょう。もちろんトイレの後や赤ちゃんのオムツを扱った際にも。

○調理器具をわける、十分に洗浄する

・魚介類などを扱った調理器具と、生のまま食べる野菜などでは、調理器具をわけるか十分に洗浄するようにしましょう。

○生ものの取扱いは慎重にする

・例えば、生ものをザルに入れて水洗いした場合、水切りをしたときに周囲の調理器具や水道の蛇口にはねが飛ぶ可能性があります。SRSV に限らず、そのようなことから食中毒が発生する場合もあります。十分に加熱していないものは汚染源になる可能性があるという前提で、調理の際は配慮するようにしてください。

○フキンは十分に消毒を

・お手拭きや食器拭きに使用したフキンは洗剤で洗うだけでなく、熱湯や漂白剤で消毒をし、日光に当てるか乾燥機で十分乾燥させて使用するようにしましょう。

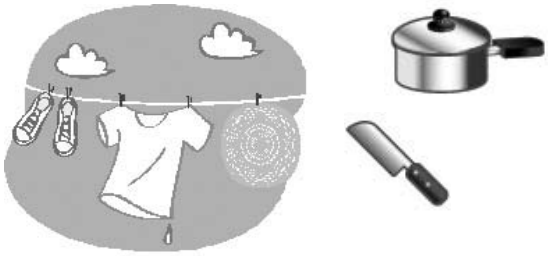

食中毒に感染したと思ったら

・市販薬は素人判断で飲まない。
・すぐに医師に診てもらう。
・吐いたものや便には直接触れない（触れたら、できれば逆性石けんや 70%アルコールで消毒）。
・吐いたものや便で汚れた衣類は他のものと分けて洗濯する。煮沸して消毒、または薬剤消毒したあと、天日乾燥する。
・下痢している人の入浴はシャワーのみにするか、一番最後に入浴する。
・乳幼児との入浴は控える。

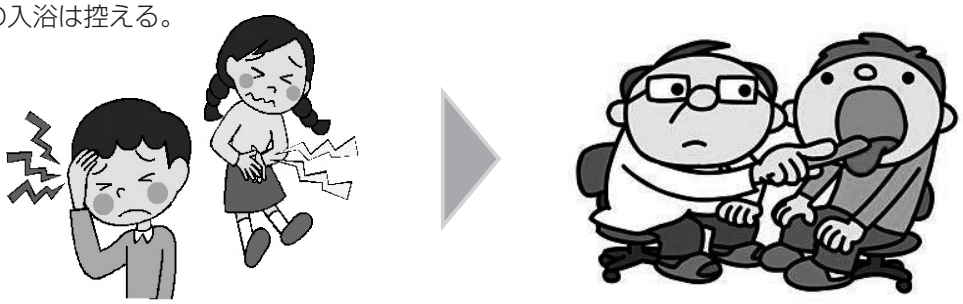

下水道（浄化槽）への接続はお済みですか？

谷口小池処理区は、３月で供用開始後３年が経過します。
まだ接続がお済みでない方は、すみやかな接続をお願いします。

下水道ができても、みなさんに使っていただかなければ効果がありません。日高町は海と山に接した自然環境豊かな土地です。この恵まれた自然環境を子や孫の代まで残すため、すでに供用されている地区で未接続のみなさんには、一日も早く下水道に接続されるようお願いします。

なお、接続工事は、日高町排水設備指定工事店しかできません。
まずは、指定工事店をご自分で選び、ご相談ください。
借家やテナントの場合は、貸主との協議も必要となります。

現在供用を開始している地区は次のとおりです。

☆　阿尾下水処理場…阿尾地区・産湯地区（平成 13 年度供用開始）
☆　比井下水処理場…比井地区（平成 13 年度供用開始）
☆　小浦下水処理場…小浦地区（平成 14 年度供用開始）
☆　小池下水処理場…小池地区・谷口地区・下志賀地区（平成 17 年度供用開始）
☆　高家下水処理場…萩原地区の一部・荊木地区・高家地区の一部（平成 20 年度供用開始予定）
　　…高家地区の一部・小中地区（平成 22 年度供用開始予定）

（上記地区内であっても下水道の届かない地域は、合併浄化槽の場合があります。）

Q　なぜ下水道へ接続しなければならないのでしょうか？

A　下水道を整備しても、接続しないご家庭からは、依然として生活排水が排水路に流れることになります。
“清潔で快適な生活環境をつくる”
“川や海を生活排水汚濁から守る”
という目的を達成するため下水道への接続をお願いします。

Q　下水道につなぐメリットは？

A　処理区域の生活環境が向上すること以外にも、次のようなメリットがあります。
・排水路などの清掃等の負担が軽減されます。
・汚水が高度な処理方法で浄化できます。
・宅内の排水設備は個人管理ですが、接続マスから先の下水道管は町に管理を任せられます。

Q　下水道料金はいくらくらいですか？

A　家族４人の平均的な世帯で計算してみると、ひと月あたり 4,600 円（浄化槽設置の場合は、3,600 円）となります。詳しくは上下水道課でご確認ください。

【お問い合わせ先】上下水道課　☎ 63 － 3805

下水道・浄化槽使用にあたってのお願い

下水道には，なんでも流していいということはありません。
一人ひとりがルールを守って大事に使用しましょう。

正しい下水道の使い方

食用油は

調理くずやいらなくなった食用油は、流さないようにしましょう。

洗濯は

洗濯には、できるだけリンを含まない洗剤を使いましょう。また、洗剤の使いすぎもよくありません。

水洗トイレは

便器には、トイレットペーパー以外は流さないようにしましょう。下水管に詰まったら大変です。

お風呂は

お風呂の目皿に付着した髪の毛を排水口に流さないようにしましょう。

屋外では

ガソリン、シンナー、アルコールなどの危険物や水銀やカドミニウムなどの有害物質を含む汚水を流さないようにしましょう。

つまったら

トイレなどの簡単なつまりは、市販の吸引機（ラバーカップ）で直りますが、直らない場合は工事を行った工事店などにご相談ください。

供託金の納付は、電子納付が便利です。

郵送により供託の申請をされる場合の供託金の納付は、金融機関にあるペイジー対応ATMを利用した電子納付が大変便利です。

ATMの操作は簡単で、手数料は一切かかりません。

また、電子納付はインターネットバンキングやモバイルバンキングを利用することもできます。

詳しくは、【和歌山地方法務局供託課　☎073－422－5143】

供託手続は、インターネットを利用したオンライン申請が可能です。

詳しくは法務省オンライン申請システムのホームページ【http://shinsei.moj.go.jp/】をご覧ください。

和歌山地方法務局

製造事業所のみなさまへ 統計調査にご協力ください

平成19年工業統計調査を平成19年12月31日現在で行います。

調査の実施にあたっては、調査員がお伺いします。

調査票にご記入いただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

なお、今回の調査より調査項目の一部を改正しましたので、調査票の記入にあたってはご注意ください。

経済産業省・和歌山県・日高町

森林を伐採する場合は、規模にかかわらず届出が必要です！

森林は、住まいなどをつくる木材を生産すると同時に、きれいな水を蓄えたり、台風や水害などの災害から私たちを守ってくれます。

また、レクリエーションの場を与えてくれるなど、私たちの生活に欠くことのできない貴重な資源です。

そのため、皆さんの森林について、その自然条件などに適した正しい森林の取扱い、伐採方法などを守っていただくため、森林法第10条の8の規定により、個人の山でも森林を伐採する場合には、規模にかかわらず伐採届出書の提出が必要です。（※林地転用のための伐採についても届出が必要です。）

届出は産業建設課に指定様式がありますので、伐採を開始しようとする日の90日前から30日前までの間に提出してください。

詳しくは、産業建設課　産業振興班（☎63・3806）まで。

注意してください！ ここは自然公園内です。

日高町西部の海岸線一帯と西山は、県立自然公園に指定されています。

自然公園内において工作物の新（増・改）築、木竹の伐採、土地の形状変更、広告物の設置等の行為を行う場合、公園内の風致景観を保護するために、県条例に基づき許可または届出が必要です。

行為を行う場合は、公園区域内であるかどうかを前もって産業建設課でお確かめください。

【お問い合わせ先】
産業建設課　産業振興班（☎63・3806）

自然公園区域

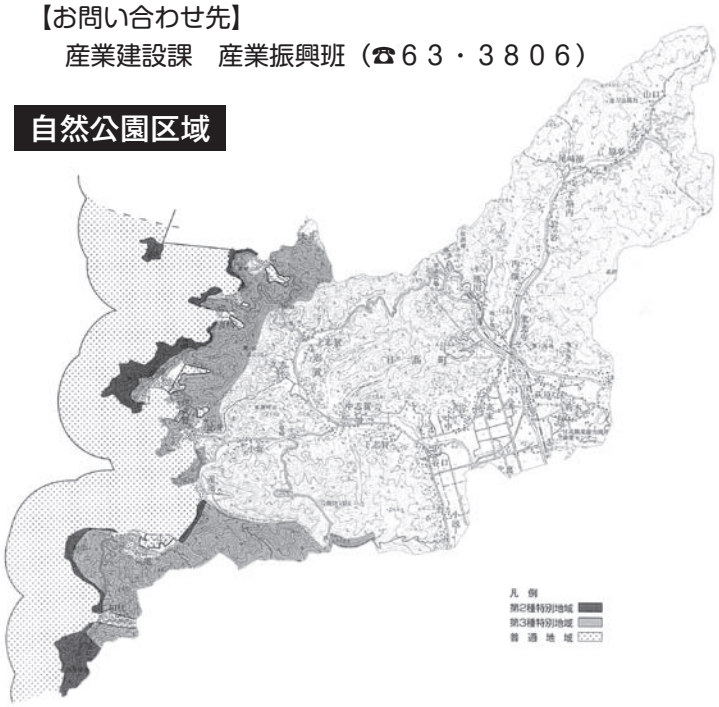

農作物鳥獣害防止対策事業のご案内

町では農作物を鳥獣害から守る目的で、その設置に係る資材費の一部を予算の範囲内で補助します。

【県補助事業】

町内の2戸以上の農家が隣接した田畑に電気柵・トタン柵等を設置した場合などが、補助の対象となります。

補助額は、事業費（1m当たり900円上限金額）の3分の2以内です。

【町単独事業】

町内の1戸以上の農家が田畑に電気柵、トタン柵等を設置した場合が補助の対象となります。

補助額は、事業費の2分の1以内（上限30，000円）です。

平成20年度においていずれかの事業を希望される農家は、1月9日（水）までにお申し込みください。

詳しくは、産業建設課　産業振興班（☎63・3806）まで。

民生児童委員改選

会長に　武内　扶氏

武内　　扶 氏

小西　幸一 氏

湯川　泰子 氏

平成19年12月1日付けで民生児童委員の全国一斉改選が行われ、当町でも24名の方々が厚生労働大臣より委嘱されました。

このうち2名の方が、同日付けで同大臣より主任児童委員に指名されました。

民生児童委員さんには、住民福祉の身近な相談、援助者として恒に社会奉仕の精神を持って活動していただいており、主任児童委員さんについては、児童福祉に関する事項を専門的に担当していただいています。

福祉問題で困ったときは、1人で悩まないで、まず地区担当の民生委員さんにお気軽にご相談ください。

なお、民生児童委員協議会を開催し、役員選任を行った結果、会長に武内扶氏（小坂）、副会長に湯川泰子氏（小中）、小西幸一氏（久志）の方々が役員に選出されました。

地区担当民生児童委員、主任児童委員は、左表の方々です。（敬称略）

【民生児童委員】

民生児童委員は地域社会の生活に困っている人、児童、障害者、高齢者等のことで問題をかかえている人々に、相談・援助・情報提供を行う地域の奉仕者です。

厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法に基づく民生委員と、児童福祉法に基づく児童委員を兼任しています。

また、児童福祉に関することを専門的に行う主任児童委員も配置されています。

地区担当民生児童委員

担当地区	氏　名	電話番号
原　谷	奥田　幸代	63 －2134
池　田	玉井かをる	63 －2868
萩　原	粟田　清	63 －2351
東光寺･内の畑	神田　秀昭	63 －2343
内原駅前	杉本　正夫	63 －3325
荊　木	中筋　智章	63 －2105
高家北区	野田　宏治	63 －3451
高家南区	前田　喜作	63 －3083
小　中	湯川　泰子	63 －2170
柏	鈴木加代子	64 －2320
上 志 賀	北山　賢一	64 －3085
久　志	小西　幸一	64 －3081
中 志 賀	新田　實	64 －3000
下 志 賀	稲葉　豊一	63 －3162
谷　口	川﨑　龍哉	63 －3447
小　池	五對　文代	24 －1312
小浦・方杭	中井　廣司	64 －2921
比井・津久野	平井　正男	64 －2377
小　坂	武内　扶	64 －2346
産　湯	西　茂樹	64 －2978
阿　尾	清水　次巳	64 －2043
田　杭	東吾まゆみ	62 －2662

主任児童委員

担当地区	氏　名	電話番号
内原地区	鈴木眞由美	63 －2789
志賀・比井崎地区	向井　照代	64 －3134

農業委員会委員選挙人名簿の登録申請について

1月1日現在で、農業委員会委員の選挙権を有する方は、1月10日までに農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を日高町選挙管理委員会へ提出してください。

一般の選挙と異なり、自ら申請しないと選挙権がありませんのでご注意ください。

申請用紙は、12月中に昨年の該当者本人に送付しています。

万一配布漏れがありましたら選挙管理委員会事務局（☎63・2051）へお申し出ください。

個人情報開示の実施状況

平成16年10月に施行した本町の個人情報保護制度では、町長が各実施機関の実施状況をとりまとめ、把握することにより、今後の個人情報保護制度に関する事務の公正な運営を確保するとともに、これを広く一般に公表することにより、町民の適正な利用と、制度全体の発展を図ることを目的とし、毎年度1回公表することとなっています。

平成19年年11月末現在の実施状況は次のとおりです。

・開示請求件数…0件
・訂正請求及び利用停止等の受付件数…0件
・不服申立ての件数…0件

情報公開制度実施状況

情報公開制度により、毎年度、公文書の開示の実施状況を公表することになっています。

昨年の実施状況は次のとおりです。

・公文書開示請求件数…0件
・公文書開示請求に関する決定状況…0件

情報公開制度は、より開かれた町政を推進していくために、町が持つ情報（公文書等）を町民の皆さんに広く公開していく制度です。

町内に住所を有する方などが開示請求できますが、開示することにより個人のプライバシーや、法人、団体などの正当な権利や利益が侵害されたり、町の公正かつ円滑な事務の執行を妨げるおそれのある情報は開示できません。

詳しくは、総務政策課（☎63・2051）まで。

落とし物や忘れ物の取扱方法を定めた

遺失物法が

平成19年12月10日から変わりました。

主な改正は、

・　これまでは警察署に落とし物や忘れ物が届けられた場合、落とし主を探し、また、落とし主の連絡を待つ期間は6ヶ月でしたが、その期間が3ヶ月に変わりました。
・　落とし物や忘れ物に関する情報がインターネットで公表され、探しやすくなりました。
・　携帯電話やカード類などの個人情報が入った物については、個人情報の保護等の観点から、拾った人が所有権を取得できないこととなりました。
・　公共交通機関や店舗など、多くの落とし物や忘れ物を取り扱う事業者を対象に、特例施設占有者制度が新設されました。
・　傘や衣類などの大量・安価な物については、落とし主が2週間以内に見つからない場合、売却等の処分ができることとなりました。
・　動物愛護法による引き取りの対象となった犬・ねこは、遺失物法の対象外となりました。

落とし物や忘れ物をしたり、拾ったら

どうすればいいの??

（落とし物や忘れ物をされた方へ）

落とし物や忘れ物をしたと思う施設や最寄りの警察署または交番・駐在所にお問い合せください。

各都道府県警察のホームページにアクセスしていただくと、各都道府県内で取り扱われた拾得物に関する情報を見て、落とし物や忘れ物を探すことができるようになりました。

（落とし物や忘れ物を拾われた方へ）

駅や店舗などの施設で拾った場合は、その施設に届けてください。施設以外（路上等）で拾った場合には、最寄りの警察署や交番・駐在所に届けてください。

詳しくは、
御坊警察署（☎23・0110）まで。

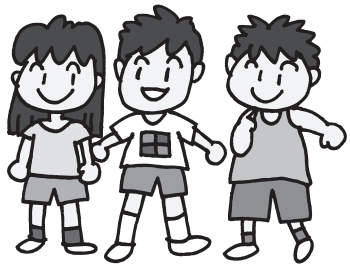

日高町学童保育所

「日高町子どもクラブ」入所児童募集!!

放課後、保護者にかわって保育する施設・学童保育所『日高町子どもクラブ』を、平成 19 年 9 月 1 日に日高町教育委員会棟 2 階に開設しました。

学童保育所の対象となる児童は、日高町の小学校に在籍する小学 1 年生から 3 年生までの児童のうち、放課後帰宅しても保護者が労働等により不在のため保育できない家庭の児童です。

また、教育長が特に必要と認めた児童については、この限りではありません。

■募集期間等
◇**平成 19 年 12 月～平成 20 年 1 月 21 日（月）** 臨時保育等は随時受付します。
◇入所を希望される方は、入所申請書等の提出が必要です。
入所申請書は、教育委員会に備え付けております。

■1 日体験入所
◇入所児童募集にあたり、下記のとおり 1 日体験入所を実施します。
ご希望の方は、それぞれ実施日の 1 週間前までに教育委員会までご連絡ください。

実施日
平成 20 年 1 月 12 日（土） 午前 8 時 30 分～お昼 12 時
平成 20 年 1 月 19 日（土） 午前 8 時 30 分～お昼 12 時

「日高町子どもクラブ」の概要

■定　員
◇ 20 人程度

■保育時間
◇平日（授業のある日） 午後 2 時～午後 6 時
◇土曜日（長期休暇中も同じ） 午前 8 時 30 分～お昼 12 時
◇長期休暇（春・冬休み） 午前 8 時 30 分～午後 6 時

■休所日
◇日曜日、国民の祝日
◇ 12 月 29 日～ 1 月 4 日
◇暴風雨警報が発令された場合
◇学校閉鎖の場合
※学級閉鎖の場合は、該当児童のみお休みになります。

■保護者負担金等
◇月額 7,000 円
◇臨時に 1 日保育する場合 1,000 円
◇春休み・冬休み中のみ 5,000 円
◇夏休み中のみ 15,000 円
※おやつ代月額 3,150 円（消費税込）およびその他必要な経費は別途徴収になります。

■通所方法
◇志賀小学校・比井小学校の児童は、バス送迎になります。
◇内原小学校の児童は、学校から徒歩での通所になります。

■お申込み･お問合わせ先
教育委員会　教育課（☎６３・３８１２）

青少年健全育成標語募集!!

日高町青少年総合対策本部、青少年補導連絡協議会、教育委員会では、青少年健全育成の一環として標語を募集しています。

○応募資格

町内の小・中学校児童生徒、町内に在住、あるいは在勤されている方。

○課題

明るい家庭づくりや地域づくり、あいさつ運動や子どもを守る運動に関したもの、助け合い・仲間作り・ボランティア活動などに関したもの、交通事故防止や未成年の飲酒・喫煙防止などに関したもの。

○応募方法

小・中学校については、学校名・学年・氏名を記入の上、学校に提出してください。

また一般の方は、住所・氏名・電話番号を明記の上、教育委員会　教育課　生涯学習班（☎63・3812、FAX63・3353）までご提出ください。

○締め切り　1月31日（木）

○入選発表・表彰　2月下旬

大人と青少年のふれあい事業開催

青少年と気軽にふれあう機会をつくり、地域ぐるみの青少年健全育成を支援していくことをねらいに、日高町青少年補導連絡協議会では11月2日、日高中学校視聴覚教室において「大人と青少年のふれあいトーク日高2007」を開催しました。

トークでは、青少年側として日高中学校3年生81名、大人側として日高町の補導委員の小谷勝男さん、交通指導員の辻村仁志さん、更生保護女性会員の寺井陽子さんが参加し、「日高町」や「日頃の生活」などをテーマに活発な意見交換が行われました。

地域の人とトークで「ふれあい」

就学援助資金のお申し込みについて

要保護（生活保護家庭）・準要保護（生活保護に準ずる家庭）で、就学困難な児童生徒の皆さんに対し、学用品費等の就学援助資金が支給される制度があります。

詳しくは、教育委員会　教育課（☎63・2038）まで。

放送大学4月入学生募集

放送大学はテレビやラジオで授業を行う通信制の大学です。

『働きながら学びたい』、『生涯学習に興味がある』など、様々な目的で幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま平成20年4月入学生を募集しています。

詳しい資料を無料で送付いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

教養学部

全科履修生【大学卒業「学士の取得」を目指す】…18歳以上
選科履修生【1年間在学し、希望の科目を学ぶ】…15歳以上
科目履修生【6ヶ月在学し、希望の科目を学ぶ】…15歳以上

大学院

修士選科生【1年間在学し、希望の科目を学ぶ】…18歳以上
修士科目生【6ヶ月在学し、希望の科目を学ぶ】…18歳以上

出願期間

平成19年12月15日（土）～平成20年2月29日（金）

（資料請求・お問い合わせ先）
放送大学和歌山学習センター
〒641・0051　和歌山市西高松一丁目7―20
（和歌山大学松下会館内）
☎073・431・0360

平成19年度 日高町文化賞決定！

文化賞に阿尾区クエ祭保存会 文化功労賞には青山善樹氏

町の文化向上と発展に顕著な功績のあった個人や団体を表彰する平成19年度日高町文化賞の表彰式が、11月3日、日高町中央公民館で開催され、文化賞を阿尾区クエ祭保存会、文化功労賞を青山善樹さんが受賞されました。

町長と受賞者のみなさん

◆文化賞　阿尾区クエ祭保存会

阿尾区クエ祭保存会は、クエ祭行事の保存・伝承を図ることを目的に、昭和48年4月に白鬚神社の氏子で組織されました。

また、「クエ祭」は、毎年10月の第一土・日曜日に豊漁を祈願して行う「白鬚神社」の秋祭りですが、江戸時代から続く由緒ある日高町の伝統行事であり、昭和51年3月11日に和歌山県の無形民俗文化財に指定されました。

勇壮なクエ祭は、古いしきたりや伝統にのっとって行われており、当屋制度・上座制度、また、地区の若ものが共同して関わる若衆制度、神官に加え僧侶も参加する神仏混交など、民俗学的にも大変興味深いことから、全国的に注目を集めています。

同保存会では、漁業の後継者不足や高齢化、また、材料の調達等で伝統あるクエ祭の存続に大変苦労されている訳ですが、厳粛な当屋の儀式と海に生きる男達のエネルギーがぶつかり合い、せめぎ合う奇祭クエ祭を保存・伝承し、日高町の文化振興に貢献している功績は多大であります。

【保存会会長　上出貞和さん談】

立派な賞をいただき保存会一同感謝申し上げます。この賞を励みに町の文化振興のため、これからも伝統文化を守っていきたいと思っています。

◆文化功労賞　青山善樹さん（79）

青山さんは、中学校の国語・社会科教員として長年教育現場で活躍され、教職を退いた昭和61年には、町古文書研究会を発足し、郷土に残された数々の古文書の研究をされるとともに、同会の講師として、初めての方にも親切丁寧に指導をされ、毎年ふれあい祭において研究の成果を展示するなど積極的な活動をされています。

また、町文化財保護審議会委員としての18年間は、文化財の保護・活用に尽力され、資料集「日高町の文化財」の編集・発刊や弁財天山古墳の発掘調査に参画するなど献身的に取り組まれました。そして、平成14年・15年度の2年間にわたり、民間所有資料（古文書等）の保存状況等を確認する事業にも参画されました。

その他文化財関係では、御坊文化財研究会会長や、和歌山県文化財研究会の監事を歴任されています。

このように豊富な知識と行動力をもって、文化財愛護思想の普及、文化財の保護・活用に献身的に取り組み、文化向上に貢献した功績は多大であります。

【青山善樹さん談】

このような賞をいただけるのは光栄です。今後も健康な限り文化財の保護、保全に努めていきたいと思います。

日高中学校駅伝チームが快挙！

―近畿中学駅伝で6位入賞!!―

平成19年12月2日、第56回近畿中学校総合体育大会駅伝競走の部（男子第29回・女子第22回）が、大阪府万国博記念公園特設コースにおいて開催され、男子の部で日高中学校が見事に6位入賞を果たしました。

見事に６位入賞を果たした日高中学校チーム（写真提供：日高中学校）

これは、日高中創立以来、駅伝競技では初の快挙です。

大会には、男女とも30校が参加し、男子は6区間・23kmで熱戦が展開されました。

日高中は、1区で7位と好スタートを切り、続く2・3・4区で少し順位を下げるも粘りぬき、5区が3人抜きで11位へ順位を上げ、アンカーへタスキをつなぎました。

そして、6区アンカーが、区間2位の快走で5人を抜き、トップと1分15秒差の1時間15分49秒でゴールしました。

日高中駅伝チームのメンバーは、次の方々です。（敬称略）

（監督）宮所典世、梅本将志、山田千紗子

（選手）栄土功樹、酒井祐輝、中井脩人、池﨑和海、岡本廉、村田瑞起、武内敬利、岡野恭大、稲葉裕一、草間祐大、塩嵜基紀

監督コメント

県大会では、御坊中にわずかな差で敗れていたので、『御坊中に追いつけ、追い越せ』を合い言葉に頑張ってきました。選手たちは、予想以上の成績を挙げてくれたので、たいへんうれしいです。

確定申告は便利なe-Taxで　税務署

e-Taxで税額控除

e-Taxを利用して申告すると、
平成19年分か平成20年分において、一定の要件の下、
どちらか1回最大5,000円の税額控除が受けられます。

e-Tax［国税電子申告・納税システム］は、
事前に利用開始のための手続等が必要です。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス　で　検索

TOWN information

町の人口と世帯

平成19年11月30日現在

人　口	7,827人
男	3,705人
女	4,122人
世帯数	2,713戸

編集発行 日高町役場
0738-63-2051㈹

日高町民憲章

人が町をつくり
町がひとをつくる

一恵まれた自然を大切にし
快適で住みよい町をつくります
一歴史と伝統を愛し
心豊かな町をつくります
一スポーツを楽しみ
健康で明るい町をつくります
一知恵を出し　汗を流し
活力ある町をつくります
一故郷に誇りをもち　ふれあいを
大切にする町をつくります